様式第７号（第１８条関係）

契約時における確認票

工 事 名：

工事場所：

受 注 者：

工　　期：　　　　　年　　月　　日　 から　　　　　年　　月　　日　まで

|  |  |
| --- | --- |
| 確認欄 | 確　　認　　事　　項 |
|  | 「建設産業における生産システム合理化指針」を確認し、元請・下請関係の適正化に努めること。 |
|  | １次下請契約にあたっては社会保険等未加入企業を原則下請負人としないこと。 |
|  | 資材納入業者との契約にあたっては、公正な取引を確保するよう努めること。 |
|  | 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めること。 |
|  | 建設労働者の賃金、労働時間その他労働条件を適正に確保し、労働災害の防止に努めること。 |
|  | 工事現場に過積載車両の出入りをさせないこと。 |
|  | 違法改造車両等（さし枠車両等）及び目的外使用車（産業廃棄物運搬車等）による土砂等の運搬を行わせないこと。 |
|  | 下請業者並びに資材納入業者との契約にあたっては、公正な取引に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結しないこと。 |
|  | 土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等大型自動車を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。また、市工事使用車両であるものの表示をすること。 |
|  | 下請業者並びに資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を使用しないこと。 |
|  | 工事現場で使用（資材・機材の搬入搬出を含む）するディーゼル自動車は、県条例に適合していることを確認すること。 |
|  | 工事現場で使用（資材・機材の搬入搬出を含む）するディーゼル自動車及び建設機械の燃料として、いわゆる「不正軽油」を使用しないこと。 |
|  | 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合には、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。 |
|  | 主任技術者、監理技術者、作業主任者、技能士等を適切に配置すること。 |
|  | 請負代金額が５００万円以上の工事については、CORINS登録し、「登録内容確認書」の写しを提出すること。 |
|  |  |
|  |  |

上記事項を確認しました。 　　　 　　　 　年 　　月　 　日

総括監督員：　　　　　　　　　　　㊞ 　　 現場代理人：　　　　　 　　　　㊞

担当監督員：　　　　　　 　　　　㊞

※必要に応じて「過積載防止対策について」を交付し、確認すること。

※上記以外に確認事項がある場合は余白欄に記載し、確認すること。